

岩手県職員委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 56 号

岩手県職員委員会規則の一部を改正する規則

岩手県職員委員会規則（昭和 24 年岩手県規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(幹事及び書記) 第 6 条 委員会に幹事 2 人、書記若干名を置き、 <u>吏員</u> の中から 委員長が任命する。 2・3 [略]	(幹事及び書記) 第 6 条 委員会に幹事 2 人、書記若干名を置き、 <u>職員</u> の中から 委員長が任命する。 2・3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。